

○一般競争入札参加資格に必要な客観的要素の評定数値について

平成19年9月6日事調第536号
各支庁長あて農政部長

〔沿革〕 平成21年3月19日事調第1291号、25年3月14日第1247号、27年3月16日第1192号改正

このことについて、一般競争入札実施要領（平成8年6月13日付け管理第391号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「一般競争入札実施要領の制定について」）及び制限付一般競争入札実施要領（平成12年5月31日付け建情第368号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「制限付一般競争入札実施要領の制定について」）に規定する入札参加資格に必要な客観的要素の評定数値について、次のとおり定めたとの通知します。

なお、平成19年4月9日付事調第43号農政部長通達「一般競争入札参加資格に必要な客観的要素の評定数値について」は廃止します。

記

資格の種類	条件付一般競争入札	予定価格の額が3億円以上の制限付一般競争入札
農業土木工事	1090点	1070点

特定建設工事共同企業体については、構成員の2社以上が上記の評定数値を満たしていること。

ただし、予定価格の額が5億円以上の場合は、代表者が上記の評定数値を満たしていること。

(農村振興局事業調整課事業管理グループ)